様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　2025年　 2月　　14日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） しすてむばんくかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称　システムバンク株式会社  （ふりがな） あいざわ　りょういち  （法人の場合）代表者の氏名 相澤　亮一  住所　〒130-0026 東京都墨田区両国4-31-16　ひがしんみどりビル  法人番号　3010601027495  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ＨＰ掲載「ＤＸ推進に向けた取り組み」 | | 公表日 | 2025年1月31日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：ＨＰ掲載 公表場所：<https://www.systembank.co.jp/company/dx.html>  （1.ＤＸ推進ビジョン） | | 記載内容抜粋 | ■データ活用やデジタル技術の進化による社会及び競争環境の変化  コロナウィルスの蔓延を契機にデジタル技術・インフラ整備が加速し、企業活動においてもデジタル前提の経営が一般的になりました。取巻く環境や競争の変化はますます加速しており、データ・デジタル技術を用いて組織やビジネスモデルを変革・効率化することが求められています。 システムバンク株式会社（以下、当社）はこの現代社会の変化に対応するために、当社の長所であるファイナンシャルテクノロジーの分野を基盤とし、ITを起点とした情報セキュリティ対策や各種業務のデジタル化を行うことによって企業変革を目指します。  ■企業経営の方向性  ・当社は長年の金融機関との取り引きにより、ファイナンシャルテクノロジーの業務分野に特化したノウハウを事業基盤としており、ＤＸを通じて新たな付加価値あるソリューションの提供を目指します。  ・当社は「人事・給与システム」を中心とした様々なソリューションを金融機関中心に多数導入しております。高い専門知識で顧客・社会に求められるニーズへ機敏に対応し、高品質なソリューションの提供を目指します。  ・デジタル技術を活用して新たな価値を創出し、競争力を高めるために、社員一人一人がＤＸを意識し、積極的に提案/活用/推進していくことを目指します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて、該当文書の開示及び、承認決議された内容を記載しております。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ＨＰ掲載「ＤＸ推進に向けた取り組み」 | | 公表日 | 2025年1月31日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：HP掲載 公表場所：<https://www.systembank.co.jp/company/dx.html>  （2.ＤＸ戦略） | | 記載内容抜粋 | ■ＤＸ戦略  ①クラウドサービスを活用した社内業務改革 クラウド型のサービスなどを利用し、社内業務の円滑化及びデジタル化を実施・推進しております。  手作業で行われている業務を自動化・ペーパレス化し、紙媒体で保存していた情報のデータ化（及び活用）を継続推進していきます。  ②社内データの収集・利活用 顧客問い合わせ情報や開発プロセスなどの社内に点在化してしまっている各種データを集め、全社員が共同で利用する仕組みを構築します。  その成果をもとに、顧客のニーズをタイムリーに掴みサービスを提供します。  また、開発プロセスの共同利用により開発効率を上げ、開発円滑化を図ります。  ③ＡＩ技術を用いた新たなソリューションの開拓 AIの可能性を検討し新たなビジネスを模索していきます。  当社の得意分野となるファイナンシャルテクノロジーの分野と絡め、お客様へ新たな価値を提供していきます。  ④社外サービスを用いたセキュリティ対策 多種多様なセキュリティサービスを用いてセキュリティ対策を行っていきます。  また、セキュリティ認証を取得することで内外に確かなセキュリティを担保していることをアピールしていきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて承認決議された内容を記載しております。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 公表方法：ＨＰ掲載 公表場所：<https://www.systembank.co.jp/company/dx.html>  （3.ＤＸ戦略の推進） | | 記載内容抜粋 | ■体制  当社はＤＸ戦略を実現するため「ＤＸ推進委員会」を設置し、各業務部門を横断的に連携させる役割を担います。「ＤＸ推進委員会」の責任者は代表取締役社長が務め、システム開発部本部長が実務責任者を務めます。  「ＤＸ推進委員会」は定期的にＤＸ推進会議を開催し、進捗の確認及び新たに必要となるＩＴ投資を進めて参ります。  ■人材育成  ①研修やセミナーを通じてＤＸに対する意識を向上させます。  ②ＩＰＡ技術者資格（基本情報技術者試験など）の取得を推進します。  ③社内有識者による社内研修を実施します。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 公表方法：ＨＰ掲載 公表場所：<https://www.systembank.co.jp/company/dx.html>  （4.戦略に伴う整備） | | 記載内容抜粋 | 1. クラウドサービスを活用した社内業務改革 ・ワークフローシステムの導入 ・工数管理システムの導入 ・契約書管理システムの導入 2. 社内データの利活用 ・コミュニケーションツール導入による伝達速度の向上 ・トーク解析サービス導入による問合せ/営業電話の情報集積 ・名刺管理システムの導入による顧客情報の連携 3. ＡＩ技術を用いた新たなソリューションの開拓 ・規定集やマニュアルなどをそのままAIモデルに学習させ、チャットボットサービスとして提供する仕組みを研究・検討中 4. 社外サービスを用いたセキュリティ対策   ・Attack Surface Management サービス利用による公開IT資産の可視化とリスク管理  ・標的型メール訓練サービス利用による従業員リテラシーの向上 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ＨＰ掲載「ＤＸ推進に向けた取り組み」 | | 公表日 | 2025年1月31日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：ＨＰ掲載 公表場所：<https://www.systembank.co.jp/company/dx.html>  （5.成果指標の設定） | | 記載内容抜粋 | ・社内事務のクラウド化を80％を2026年度までに90％に向上。  ・ＡＩ技術を用いた新たなソリューションの開拓として2025年度にシステム開発。2026年度に顧客導入を目標とする。  ・ＤＸ推進指標自己診断フォーマットを活用して自己分析 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年2月14日 | | 発信方法 | 公表方法：ＨＰ掲載 公表場所：<https://www.systembank.co.jp/company/dx.html>  （トップメッセージ） | | 発信内容 | システムバンク株式会社は、デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進し、社会の変化やお客様のニーズに迅速かつ的確に対応する企業変革を進めております。長年にわたり金融機関と取引を重ね、ファイナンシャルテクノロジー分野の専門知識を培ってまいりました。その知見を活かし、ITを活用した情報セキュリティ対策や業務のデジタル化を積極的に推進しております。  DX推進の一環として、クラウドサービスの導入による業務効率化、社内データの収集・活用、AI技術を用いた新たなソリューションの開発、多様なセキュリティサービスの活用による情報セキュリティ強化に取り組んでいます。DX推進委員会を設置し、各部門が連携しながらDX戦略を進め、社員の意識向上と人材育成にも注力しております。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年01月頃　～　2025年01月頃 | | 実施内容 | ＤＸ推進指標自己診断フォーマットを活用して自己分析を実施 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年01月頃　～　2025年01月頃 | | 実施内容 | PMS（個人情報マネジメントシステム）及び、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）を取得しております。  また、下記URLに弊社個人情報保護方針、個人情報セキュリティを公表しております。 ＜個人情報保護方針＞ <https://www.systembank.co.jp/company/privacy.html> ＜情報セキュリティ基本方針＞ <https://www.systembank.co.jp/company/security.html> |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。